



「中小企業地域資源活用プログラム」の実施状況

平成19年10月23日

中小企業庁 経営支援課



「中小企業地域資源活用促進法」の概要

ポイント

地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。

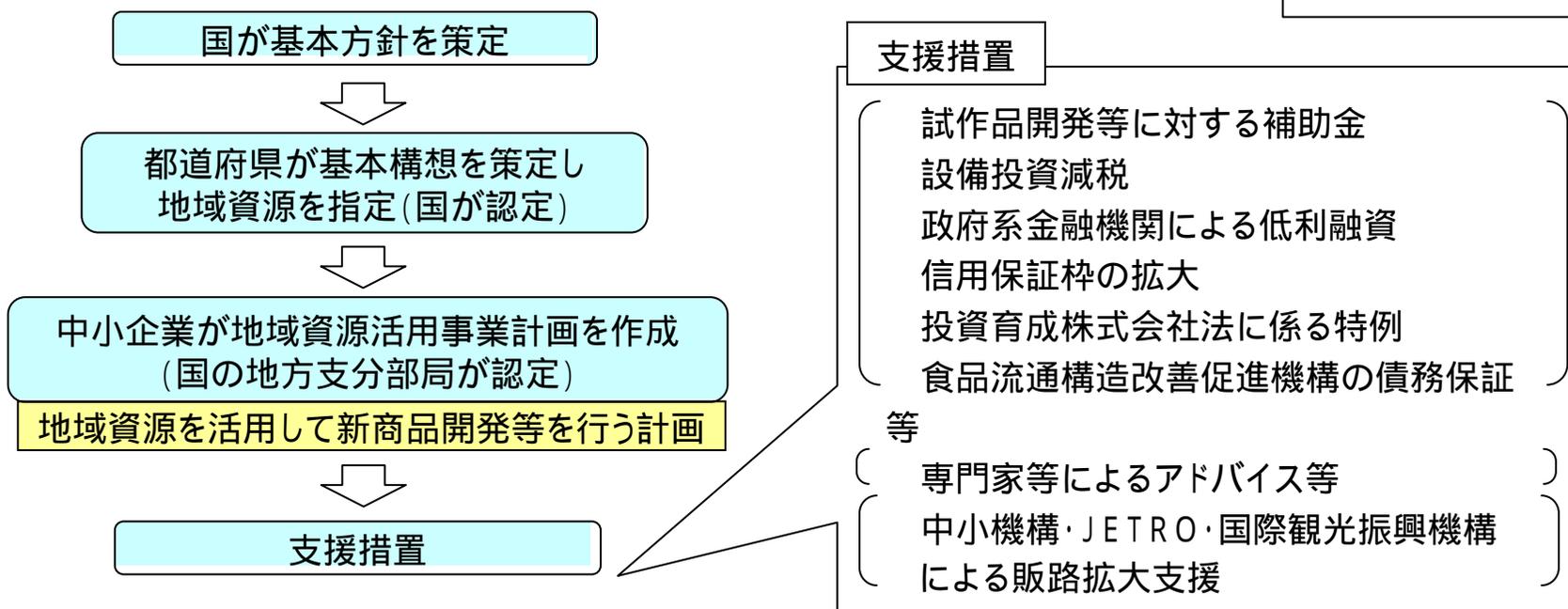
マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。

産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。

首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。

1. 「中小企業地域資源活用促進法」のスキームと支援措置 (域外市場を狙った新商品開発等の開発・事業化に対する支援)

スキーム



2. 法律施行後の経過状況

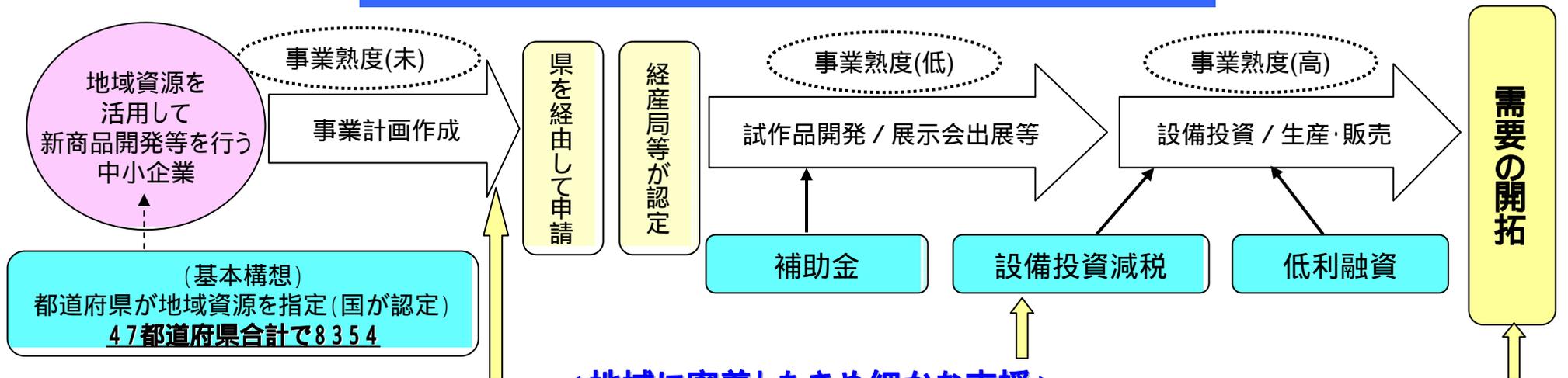
- 5月11日 法律公布
- 7月13日 基本方針の策定
- 8月31日 基本構想の認定(8,354の地域資源を特定)
- 10月12日 第1号の地域資源活用事業計画を153件認定

< 中小企業地域資源活用プログラム >

19年度予算101.3億円

各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援。地域によって景気回復にばらつきのある中で、地域産業発展の核となる新事業を、5年間で1,000件創出することを目指す。

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム



< 地域に密着したきめ細かな支援 >

全国各地での地域資源の発掘、磨き上げ

マーケティング、ブランド戦略に精通した人材が常駐する **全国事務局** と **10地域ブロック拠点** に加え **49の県推進窓口** を整備し、事業計画作成から需要開拓に至るまで一貫して支援。

首都圏を中心としたネットワークの確立

流通業者、情報通信、マスコミ、地域金融機関、大学等を **「地域資源パートナー」** として登録し、地域中小企業の販路開拓を支援。

全国各地での応援体制

フェラーリ元デザイナーやカリスマバイヤーなどをはじめ、先駆的な中小企業経営者や経営アドバイザーらを **222名** を **「地域中小企業サポーター」** として委嘱。

自治体と連携した資金の確保

中小機構では「地域中小企業応援ファンド」として **5年間で2000億円程度** の資金枠を確保。現在、**17自治体で合計1098億円**、さらに23自治体が中小機構と具体的に相談中。

関係6省(総務・文科・厚労・農水・経産・国交)の協力体制

特定地域資源の代表例一覧(東日本)

<p><栃木県></p>  いちご  益子焼  日光の社寺	<p><茨城県></p>  あんこう  干しいも  つくば研究学園都市	<p><北海道></p>  サケ  乳製品  然別湖
<p><群馬県></p>  下仁田ねぎ  高崎だるま  富岡製糸場	<p><千葉県></p>  落花生  房州団扇  九十九里浜	
<p><埼玉県></p>  いろどり繭  川口鋳物  秩父礼所	<p><東京都></p>  アシタバ  江戸切子  東京タワー	
<p><静岡県></p>  静岡茶  楽器  富士山	<p><神奈川県></p>  三浦のすいか  箱根寄木細工・木象眼  古都鎌倉の街並み	
<p><山梨県></p>  ぶどう  ワイン  富士山		
<p><長野県></p>  長野県産りんご  飯田水引  中央アルプス駒ヶ岳		
<p><新潟県></p>  新潟県産コシヒカリ  金属洋食器  佐渡金山		
<p><石川県></p>  加賀野菜  輪島塗  兼六園	<p><愛知県></p>  田原市産電照菊  西尾茶(製茶)  香嵐渓	<p><青森県></p>  りんご  津軽塗  ねぶた祭
<p><富山県></p>  ホタルイカ  富山のくすり  立山黒部アルペンルート	<p><岐阜県></p>  飛騨牛  美濃焼  長良川の鶏飼	<p><宮城県></p>  サンマ  牛タン  仙台七夕祭
	<p><三重県></p>  松阪牛  四日市萬古焼  熊野古道(伊勢路)	<p><山形県></p>  さくらぼ  山形鋳物  出羽三山
		<p><福島県></p>  桃  会津塗  蔵の町並み
		<p><岩手県></p>  いわて短角和牛  南部鉄器  平泉の文化遺産
		<p><秋田県></p>  比内地鶏  樺細工  男鹿のなまはげ

特定地域資源の代表例一覧(西日本)

九州

<福岡県>
いちご(あまおう) 大川木工製品 博多どんたく

<長崎県>
びわ 五島手延うどん 長崎の教会群とキリスト教関連遺産

<佐賀県>
佐賀のり 伊万里・有田焼 有明海

<熊本県>
デコボン 球磨焼酎 阿蘇くじゅう国立公園

<大分県>
かぼす 竹工芸品 別府温泉

<宮崎県>
マンゴー 宮崎の焼酎 西都原古墳群

<鹿児島県>
黒豚 鹿児島島の焼酎 砂蒸し温泉

<沖縄県>
紅イモ 八重山ミンサー やんばるの森

<鳥根県>
トビウオ 八雲塗 石見銀山

<広島県>
広島牛 府中家具 神楽

<山口県>
ふぐ 萩焼 秋吉台

<鳥取県>
二十世紀梨 因州和紙 妖怪ロード

<岡山県>
ぶどう アパレル製品 関谷学校

近畿

<福井県>
越前ガニ 眼鏡 永平寺

<京都府>
宇治茶 京友禅 天橋立

<兵庫県>
丹波黒大豆 豊岡靴 姫路城

<滋賀県>
近江牛 信楽焼 近江八幡水郷

<大阪府>
水なす 堺打刃物 百舌島古墳群

<奈良県>
アスカルビー 柿の葉ずし 谷瀬吊橋

<和歌山県>
有田みかん 紀州備長炭 熊野古道

中国

四国

<愛媛県>
愛媛のかんきつ 砥部焼 瀬戸内しまなみ海道

<香川県>
オリーブ うどん こんぴら

<徳島県>
すだち LED 阿波踊り

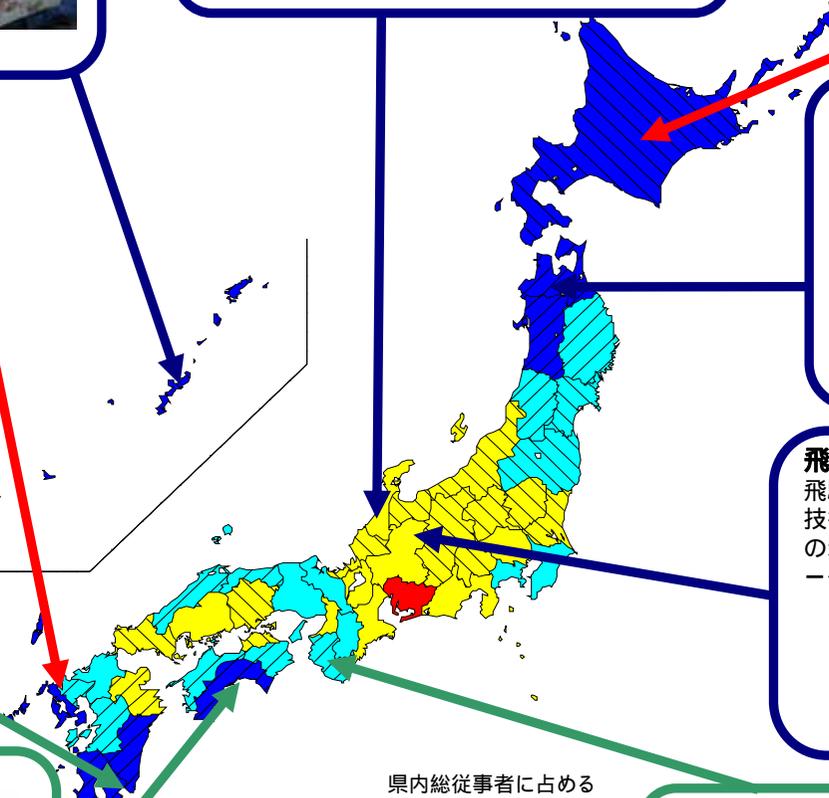
<高知県>
カツオ 土佐和紙 路面電車



認定事業計画の例

47都道府県合計で8354の地域資源を特定
 農林水産物 2527 鉱工業品 1983 観光資源 3844

10月12日に153の具体的な事業計画を認定
 (農林水産物 57 鉱工業品 81 観光資源 15)



やふそ紅型工房 (沖縄県那覇市)
 カバーが「琉球びんがた」、持ち手が「琉球漆器」、留め具が「琉球ガラス」という日傘の開発を行う。複数の伝統工芸品を組み合わせた商品はめずらしく、大手百貨店バイヤー等から高評価を得ており、富裕層をターゲットにした販路開拓を行う。

福光屋 (石川県金沢市)
 「酒蔵の人は手がキレイ」「芸妓さんは化粧前に日本酒を顔につける」ということをヒントに、コメ発酵の技術を活かして、米から化粧品の開発、ブランド化を行う。

テルメン観光櫛 (北海道上士幌町)
 スギ花粉がないことに着目し、温泉と花粉症患者向けの食材提供を組み合わせ、食・健康・医療を融合させた「スギ花粉リトリート(疎開)ツアー」を企画。

ぬかびら 糠平温泉

櫛平戸観光ホテルほか (長崎県平戸市)
 農水産品や教会等の地域資源を活用した観光プログラムを開発し、観光客自身がインターネット上で、宿、食事、体験メニュー等を選択して、旅行を組立てることができるシステム「仮想旅館」を構築。

田平天主堂

ブナコ漆器製造櫛 (青森県弘前市)
 ブナの薄板を何層も重ねる独自の製法により、インテリア照明器具を開発。六本木ヒルズに出店するなどインテリア業界から注目を集めている。今後、オンリー1商品を開発し、全国及び海外への市場拡大を図るために、木型を必要としない個別受注生産システムの構築を行う。

日本有機櫛 (鹿児島県曾於市)
 血糖化指数が低いさつまいもから澱粉を作り、のどごし、透明感と高機能性を有する「さつまいも冷麺」の開発に成功。今後、同じ特徴を有した温麺・焼麺を新たに開発し、「さつまいも麗麺」として通年商品化し、販路拡大を図る。

飛騨産業櫛 (岐阜県高山市)
 飛騨の木製家具の特徴である曲木技術から三次元圧縮加工技術を開発。イタリアの著名なデザイナーと連携し、杉材家具の新ブランド化に成功。今後、団塊の世代の高所得者を主要ターゲットとした販売戦略により、さらなる販路拡大を図る。

馬路村農業協同組合 (高知県馬路村)
 全国的な知名度を得た馬路村のゆず加工品の新商品開発として、クエン酸の「疲労回復」効果に着目し、日本で初めてゆずを使ったスポーツドリンクの開発、販売展開を行う。

発売中のゆずジュース

櫛紀州ほそ川 (和歌山県みなべ町)
 梅干しの副産物の梅酢から梅エキスを抽出し、鶏に強健性の向上、肉質の改善をもたらす飼料添加剤を開発。県下にて「紀州うめどり・うめたまご」のブランド化が成功。今後、養殖真鯛の飼料原材料としての販路拡大を図るとともに、健康食品の開発、販売を行う。

予算の概要

地域資源関連予算 101.3億円(新規)

事業実施段階

商談会、アンテナショップ等の開催(中小機構)

【8.4億円(新規)】

地域中小企業の取引機会やテストマーケティングの機会の拡大を図るため、商談会の開催やアンテナショップの開設を行う。

地域資源活用売れる商品づくり支援事業(補助金)

【41.3億円(新規)】

地域資源を活用して新規性の高い商品開発等に取り組む中小企業等に対し、試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助する。[法律による事業計画の認定が必要]

地域資源を活用した商品の販路開拓などに取り組む組合等に対し、展示会出展等の費用の一部を補助する。

ビジネスプラン
具体化段階

市場志向型ハンズオン支援事業(委託費)

【20.3億円(新規)】

各地域ブロック毎に相談窓口(支援拠点)を設置し、マーケティング等に精通した専門家が、市場調査、商品企画、販路開拓に対するアドバイスや、事業性評価など、事業計画の策定から開発、販売まで継続的にハンズオン支援を行う。

JAPANブランド育成支援事業(補助金)

【13.1億円(10.1億円)】

地域の関係事業者が一体となって、国際市場で通用する高いブランド力(JAPANブランド)の構築を目指す取組を支援する。

地域資源活用企業化コーディネート活動支援、普及啓発(中小機構)

【11.8億円(新規)】

地域資源を活用した新たな取組が多く創出されるよう、商工会、商工会議所、地場産業振興センター、中小企業組合、NPO法人等が行う交流会や研究会など、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーをつなぐ活動(コーディネート活動)等を支援する。

顧客志向の商品企画・開発に関するマニュアルや先進的な企業事例等の普及を通じて、地域中小企業の市場開拓力の向上を図る。
フォーラムを開催し、各地域の先進的な取組の紹介等を通じて、地域におけるブランドづくりへの意識喚起や、取組の促進などを行う。

地域資源活用型研究開発事業(委託費)

【19.6億円(新規)】

地域資源を活用した新商品開発等を見据えた、企業と大学等との連携による実用化研究開発を支援する。

ビジネスアイデア
構想段階

平成19年度 金融・財政措置の内容

中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等に対する措置

〈金融措置〉

政府系金融機関による低利融資(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)

法律の認定を受けた中小企業等が、認定計画に従って地域産業資源活用事業を行うために必要な資金について、低利で融資を行う。

中小企業金融公庫						
保証人要件	保証人あり			保証人なし(保証人免除特例及び保証人猶予特例)		
担保要件	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円
貸付利率 注2	特利	特利 + 貸付期間・信用 リスクに応じた上乗せ金利		特利 + 0.3% (0.1%)	特利 + 0.3% (0.1%) + 貸付期 間・信用リスクに応じた上乗せ金利	
貸付期間	設備資金：20年以内(据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(据置期間3年以内)					

注1：個人又は法人が貸付対象の場合。組合については別途。

注2：特利の貸付利率について、2億7千万円超及び土地にかかる資金は基準金利

「保証人なし」について、0.3%は「保証人免除特例」、(0.1%)は「保証人猶予特例」に係る上乗せ金利

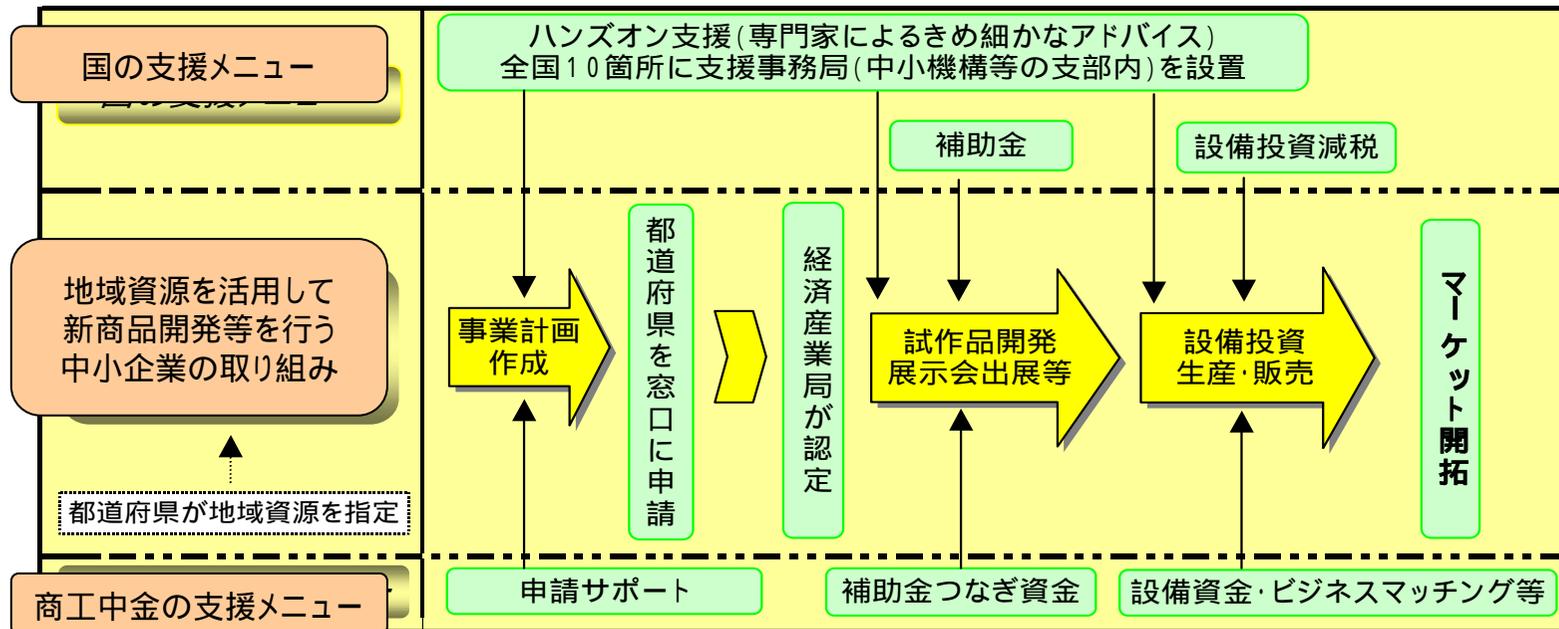
国民生活金融公庫		
保証人要件	保証人あり	保証人なし(第三者保証人等を不要とする融資) 注2
担保要件	担保あり	無担保
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円	2千万円
貸付利率 注1	特利	特利 + 0.65%
貸付期間	設備資金：20年以内(据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(据置期間3年以内)	設備資金：10年以内(据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(据置期間6ヵ月以内)

注1：特利の貸付利率について、土地にかかる資金は基準利率。

注2：第三者の方の保証や担保の提供を不要とする融資

商工組合中央金庫の地域産業資源活用事業に対する独自の貸付商品

対象者	中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた中小企業等
貸出形式	証書貸付、手形貸付等
資金使途	設備資金、運転資金(補助金交付等までの繋ぎ資金などを含む)
貸付期間	長期 設備資金15年以内 運転資金10年以内 短期 1年以内
貸付利率	所定の利率より最大0.2%までの優遇を可能としています。



(商工中金資料より作成)

債務保証枠の拡大(中小企業信用保険法の特例)

法律の認定を受けた中小企業等が、認定計画に従って地域産業資源活用事業を行うために必要な資金について、以下の特例を設ける。

1. 普通保険等の保険限度額の別枠化等

(1) 保険限度額：普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険についてそれぞれ同限度額の別枠を設ける

〔付保険限度額〕			〔別枠〕	
普通保険(企業)	2億円	+	2億円	
普通保険(組合)	4億円		4億円	
無担保保険	8,000万円		8,000万円	
特別小口保険	1,250万円		1,250万円	
売掛金債権担保保険	1億円		1億円	

(2) 普通保険のてん補率：70%から80%に引き上げる

(3) 保険料率(年率)：政令で定める保険料率を「3%以内」から「2%以内」に引き下げる

2. 新事業開拓保険の限度額引き上げ

〔付保険限度額〕			〔枠拡大〕	
新事業開拓保険(企業)	2億円	→	4億円	
新事業開拓保険(組合)	4億円		6億円	

食品流通構造改善促進法の特例

法律の認定を受けた食品の製造等の事業を行う中小企業者について、食品流通構造改善促進機構が認定事業に必要な資金の借入りに係る債務の保証等を行う。

認定事業に必要な資金の借入りに係る債務の保証
認定事業への参加
認定事業に関する施設の整備
認定事業に必要な資金のあっせん
相談業務

食品流通構造改善促進機構：

食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とした団体として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の指定を受けた公益法人。

〈税制措置〉

設備投資減税

法律の認定を受けた者のうち一定の基準を満たす中小企業者が、当該認定事業のために取得等した機械及び装置については、税額控除又は特別償却を受けることができる課税の特例措置を設ける。

1. 対象となる設備

- 取得又は製作……………1台又は1基の取得価額280万円以上の機械及び装置
- リース……………1台又は1基のリース費用の総額370万円以上
- 器具・備品については対象外

2. 措置の内容

- 取得の場合……………取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却
- リースの場合……………リース費用の総額の60%について、7%の税額控除

3. 一定の基準

- (1) 当該認定事業によって実現される、域外需要者に対する新たな需要の開拓の程度(販売額)が、当該企業の総売上高(計画策定時)の5%以上であること、
 - (2) 当該認定事業に係る需要の開拓の結果、当該企業の売上高営業利益率が、計画期間全体(計画期間は3~5年)で1ポイント以上改善すると見込まれること、
- について、経済産業大臣の確認を受けた場合に、課税の特例を受けることが可能。

「新経済成長戦略」、「経済成長戦略大綱」、「骨太の方針」等における記載内容**「新経済成長戦略」(抄)(平成18年6月9日)「経済産業省産業構造審議会 新成長政策部会とりまとめ」****第3章 地域経済の活性化(地域活性化戦略)****第2節 地域中小企業の活性化****1. 地域資源活用企業化プログラムの推進**

地域ごとに経済状況を見ると、大都市圏以外での回復の遅れが目立っている。こうした回復の遅れが目立つ 地域経済の活性化のためには、大都市部等の主要マーケットで顧客を獲得する必要があるが、コスト優位によって競争力を維持することは困難なことが多く、消費者に高く評価されるための差別化を図ることが重要である。こうしたことから、地域にある優れた地域資源(地域の農林水産品、産地の職人の技、伝統文化等)を活用することが一つの有効な方策であると考えられる。

地方でこうした産業を支えているのは主に中小企業であるが、地方の中小企業は、主要マーケットから離れており市場ニーズの把握が容易でない、商品企画や商品開発に必要な外部人材へのアクセスが容易でない、都市部に販路開拓を進めるための情報の入手や情報発信が困難、資金調達のための環境が十分でない等の事業環境の整備が不十分な面があり、やる気があっても優れた資源を有する中小企業であっても、都市部の消費者ニーズにあった新商品を開発しその販路を確保することは容易ではない。

こうしたことから、法律を制定するなどにより、総合的な支援策(「地域資源活用企業化プログラム」)を実施し、地方の中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進する。また、NPOやLLP等が行う取組についても支援の対象としていく。

「経済成長戦略大綱」(抄)(平成18年7月6日)「自民党 財政・経済一体改革会議とりまとめ」

第3. 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)

2. 中小企業の活性化

(1)「地域資源活用企業化プログラム」の創設

大都市に比べ、景気回復に遅れの見られる地域において、地域の中小企業の知恵とやる気を活かした事業展開を支援することにより、経済の活性化を図り、民間事業者の活力による自立型の産業構造を強化していく。

このため、総合的な支援策である「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等)を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進する。具体的には、産地の技術を活用した新ブランドの確立、農工連携による新製品の開発等について、資金面の支援や専門家によるノウハウの提供等を行う。その際、NPO、LLP等の取組についても新たに支援の対象としていく。

本プログラムにより、地域活性化策と併せて、5年間で1000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。

「第165回 臨時国会 安倍内閣総理大臣所信表明演説」(抄)(平成18年9月29日)

地域の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。知恵と工夫にあふれた地方の実現に向け、支援も行います。地場産品の発掘・ブランド化や、少子化対策への取組、外国企業の誘致などについて、その地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対し、地方交付税の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プログラム」を来年度からスタートさせます。

活力に満ちた日本経済には、全国430万の中小企業の元気が不可欠です。中小企業の知恵とやる気を活かし、地域資源などを活用した新商品・新サービスの開発や販売を促進します。

「経済財政改革の基本方針2007」(抄)(平成19年6月19日 閣議決定)

第2章. 成長力の強化(地域活性化戦略)

1. 成長力加速プログラム

成長力底上げ戦略

(3) 中小企業底上げ戦略

「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

中小企業庁を中心に関係省庁において、以下を柱とする「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成21年度までの3年間集中的に実施する。

(重点業種・重点地域に対する活性化策)

・小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業等の生産性が低い業種、経営基盤が脆弱な地場産業、賃金水準が低い地域に対する対策の展開(「中小企業地域資源活用プログラム」の推進、地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用、個別業種に対する指導・支援等)

「第168回臨時国会における甘利経済産業大臣挨拶」(抄)(平成19年10月18日)

現在、我が国経済は民需主導の成長を続け、戦後最長の景気拡大を享受しておりますが、一方で、中小企業や一部の業種・地域については回復状況にばらつきが見られ、原油価格や原材料価格、海外経済の動向にも十分な注視が必要であります。また、中長期的には、人口減少や国際競争の激化、厳しい環境・エネルギー制約など、構造的で早急な対応を迫られる課題を抱えております。

このように企業規模や地域によって業況にばらつきが見られる中で、ばら撒きではなく、自立を促すための抜本的な処方箋を講じ、我が国経済の活力の源である地域・中小企業の活性化を図ることが必要とされています。このため、先の通常国会で成立した中小企業地域資源活用促進法と企業立地促進法を積極的に活用していくとともに、中小企業のIT活用の促進、下請取引の適正化、資金調達や事業承継の円滑化、農業と商工業の連携などを進めるため、関係省庁とも連携し、予算、金融、税制といった政策手段をフル活用して、地域・中小企業の活性化を促してまいります。